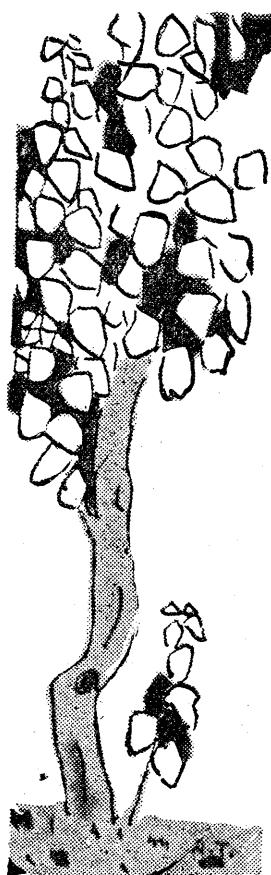


先づより多くの

幼児を

多田 鉄雄



たまたま最近に出版されたドイツの本に「西欧の学校制度」 E. Hylla u. W. Wrinkle : Lieshulen in Westeuropa, 1953. とあるのがあり、その幼稚園の項を通読して見ると、早くから幼稚園を公学校系統に組入れているイギリス、フランスを除くと、むしろ制度上からは我が国の方が進んでいる点もあって、あながち世界の趨勢におくれてゐると言えない反面、西欧諸国が志向している方向もはつきりみとれるので以下に紹介しよう。

「ノルウェー」 大都市及びその周辺地区には五才から六才までの子供のために一群の幼稚園がある。公立は一つもなく、凡て私人によって維持されている。幼稚園は教育施設であると同時に福祉施設であり、即ち両親が子供をそいへ入れる理由の一つは女中、下男の不足にあるからである。多くの幼稚園は月謝を徴収する。

「スウェーデン」 曾ては家庭が就学前の子供の教育を引受けっていたことは自明のことである。その後裕福な家庭は私立幼稚園の施設を利用し始めた。就中、高等学校付属小学校の付設幼稚園において。然しこれは数十年来は多くの母親が家の外で職業につくことが次第に一般的になつて、そのために沢山の保育所 Kindertagesheim や幼稚園が家政協同組合によつて設立され、又商工業企業体からも、官公団体からも、更に私人からも設立されるに至つてゐる。これらは教育官庁の所管ではなく、社会福祉施設とされているが、実際のところは純粹に教育的目標を追求してい

るのである。幼稚園はいわば典型的な都市現象であるが、都市においても未だ保育所や幼稚園に収容される子供のペーセンテイジが極くわずかである。現在の学校改革案は就学前教育の拡大を見込んでおり、近く公学校制度の一部にならうとしている。

「イタリー」 幼稚園は公立ではなく、私人、民間団体、殊に宗教団体から維持されている。就学の義務はなく、国は幼稚園教育プログラムを規定して、その經營を監督するだけである。

但し幼稚園教員は小学校八年修了後四年課程の養成を受けていねばならず、国は五つのかかる教員養成所を經營しており、約三〇の施設は國の認可をうけた私立幼稚園教員養成所である。

一九四九年現在で一〇、八七五の幼稚園、一九、三六四の組、八六二、七六一人の園児をもつが、都市及びこれに準ずる町に多いことは勿論である。

文部省は全国にわたって幼稚園の就学義務を導入することを企図しており、一般の人々の見解も幼稚園は小学校への予備段階として必要であるとしている。就学は無料ではない。文部大臣は近く議会に対し幼稚園義務制化と国庫補助を内容とする法案を提出する意図である。

「イギリス」 幼稚園（ナーサリー・スクール）は二才から四才まで、幼稚級（ナーサリー・クラス）は三才から四才までであり、前者は独立施設として、後者は小兒学校（インファント・スクール）の中に、又は初等学校（ブライマー・スクール）の中に、特に付設された施設として運営されている。その目標は子供の規則的な、健康的な、変化に富んだ、楽しい生活を打ちたてることであり、固定した時間表によらず、あそび・物語・音楽・易しい工作・休息と云った時間でみたされている。読み、書き、算の教具も備えつけられているが、子供に強制することはない。しかし幼稚園・幼稚級は凡て公学校系統の一部であり、先づ第一義的に教育的課題を果たすべきものであつて、公立施設は無月謝である。

「ベルギー」 幼稚園は三才から五才までの子供を収容するもので、就学は随意であるが、それにも拘らず殆んど全ての子供は幼稚園を経ている。即ち三才から五才までの子供の総数三三六、八二九人（一九四九年度）の中で、一七

二、二六四人が入園している。現在は四、〇六四の幼稚園があり、公立幼稚園が七七、四九八人の園児、認可私立幼稚園が一四七、四八七人、準認可幼稚園が四七、二七九人の園児を入れている。

「ドイツ」 都市、準都市に多いが幼稚園は三才から五才までの子供を収容する。現在のところ公学校系統に属していないが、進歩的な諸州の州憲法又は州学校法では、公学校系統に属されるべきことが要求され又は言及されている。幼稚園は地方自治体、宗教団体、労働団体、工業組合から、又ある場合には私人から維持されている。入園はもとより隨意であるが、個々の地域について見ると、四才と五才の全子供の5%から20%までとなっている。両親はその資産からして可能な限り、若干の経費を負担する。地方自治体は民間施設に対し、相当多額の補助を支出しており例えばフランクフルト・アム・マインの如きは一園児当たり年額300マルクに達しているものもある。

厚生省関係では住宅難、恵まれぬ家庭環境、多くの母親の教育力の不足、増大する女性の職業従事傾向の現状について、大多数の幼児の福祉と教育のために演ずる幼稚園の役割に関し、特に北ライ茵州、ウエストファーレン州において特別の関心を寄せている。

「オランダ」 いまのところ大多数の子供が幼稚園に入園しているが、未だ法的規定はない。然しこの事情は間もなく変るであろう。それは就学前教育に対しても法的基礎を与えるべき一つの法律が目下立案中であるからである。五五の市当局が市立幼稚園（二三九園）を維持しており、残りは教会立であつて二、四二五園を数える。現在の園児総数は二八九、七三八人で該当年令児の六六%になつてゐる。都市地区ではもつと多く八〇%に達している。大概の幼稚園はフレーベル式であるが、残念ながら若干は——殊に農村地方には——その教育的方法が確立していざ、子供を預かっているだけのものもある。凡ての幼稚園が若干の月謝を徴収する。

「スイス」 幼稚園は大体において地方自治体・民間団体の任意施設であり、有料・入園随意である。月謝収入を超える支出の一部分は公的財源から補助金によつてカバーされる。幼稚園は都市にも農村にも同様に存在しており、一部の地方では二才又は三才から収容しているところもある。一般的には早く四才からである。幼稚園は元來が私人によつて設立された由来もあって、多くの場合、殊にドイツ系地方では公立学校とは直接の関連なしに存在している。

これに反しフランス系地方では一般に学校系統の中に組入れられており、例えばジユネーブ及びヴァートランドでは幼稚園の最年長組を初等学校の第一学年として取扱つており、従つてこれを修了したものは初等学校第二学年に進むのである。福祉目的と教育目的とは目立つことなく相互にからみ合い、くみ合つてゐるが、次第次第に教育目的の方にアクセントがかかりつつある。

「フランス」 幼稚園（エコル・マテルネ）及び幼稚級（クラス・ザンファンヌ）——二才から五才——は小学校行政に従属しており、三段階に分れてゐる。最年少組（一、三才）中級組（四才）最年長組（五才）である。幼稚園は六時間開かれており、月謝は徴収されない。教育プログラムは、あそび、唱歌、図書、話し言葉練習、朗説、道徳的宗教的教育などである。

「デンマーク」 保育所（幼稚園もあるが、それは訳さない。筆者）が保護施設として認められており、労働省・社会省の所管となっている。従つて公学校系統にはもとより属さない。大抵は私立施設であるが、総経費の三〇%だけが国政府によつて負担されている。市立施設は市行政当局が少くとも総経費の三〇%を引受けているときは、国政府から四〇%の額の補助金を受ける。両親から拠金されるべき金額は収入の高低によって（月三〇——四〇クローネ）定められる。保育施設は都市だけに存在しているが、そこでもその数は少なすぎるため、幼児の保護に十分ではない。

× × × × ×

さて我が國をふり返つて見る。「家の子は幼稚園で……」と話しかけられて、何と云う幼稚園か確かめて見ると、それが保育所のことであつたり、「幼稚園の保姆さんが」などと云うことは、相変らずよく耳にする言葉である。幼稚園が学校教育法の中で明確にその位置を規定され、以前に比べて幼稚園に対する認識が深まつて來てゐると云つても未だ一般に徹底しているとは云い切れないことである。しかし就学前教育の重要性をもつともつと一般の人々がよく理解するようになつたにしても、おそらく幼稚園と保育所の混同は今のままではあとをたたないであろう。その理由は何と云つても幼稚園と保育所とが一面において共通の課題を持つてゐることに他ならない。このことは前述の西欧

の例を見ても明らかであり、今後は幼稚園と保育所の機能をもつと別々のものにしてしまうか、又はこの両者を大所高所から考へて何らかの形で統合し、合理化するかしない限り解決されないことだと考へてゐる。ここではその論議にはふれないが、ソ連が後者の方向に立つことは衆知のことと云えよう。

先達て四国へ出掛けた折、鳴門市を訪れて實に感心したことであるが、同市は凡ての幼児が幼稚園を経て小学校へ進んでいる。ここまでの一例は、他所でも見受けられることだが、この市の幼児はその上に二年保育を受け得るようになっているのである。それは幼稚園が少くとも就学前二年児をも保育するのでなければ、その本来の使命を果すものではないとの信念に基づいているのである。勿論そのためには、例えば精華幼稚園のように狭い園舎を工夫して、いわば二部教授でなければ一般には収容し切れないような多数の園児を収容して教育しているのである。しかも同市には別に保育所も相当数設置されているのであって、私は同市の幼児教育関係者（教育委員会、教育長、園長）の識見に心からの敬意を表わすものであるが、おそらくこのようなことはむしろ珍らしいことと云うべきであろう。

かと云つて或る県が保育所一本槍で進み、それに幼稚園の機能をも果させている場合、もしそれが就学前二ヶ年までの幼児の殆んど凡てを収容し得ると共に、更に下つて乳児保育にまで進んで行くものであれば、それもその限りにおいては結構なことと云える。

然し現状は例えば広島、石川、東京のように私立幼稚園が圧倒的に多いところがある一方、北海道、香川、徳島、山形のように殆んどが公立幼稚園のところもあり、高知、愛媛、山梨、長野のように幼稚園数が少なく、保育所が優位を占めているところもあると云つた次第で、就学前教育施設はおそらくその質の点から見て千差万別であろう。又數の上から云つても現在は就学前教育施設が需要に応じ切れない状況と云える。

ただし大都市などでは幾つもの幼稚園に志望しておいて結局そのどれか一つに入園する傾向も出て來てゐるので、又志望者がある特定の幼稚園に集中することもあって、表面に現われた志望者数がそのまま眞実の志望者を意味しない場合がある。それどころか東京都の一部ではすでに幼稚園の濫立現象が現われて園児数が定員にみたないところも出て來てゐる。

しかし反面には或は近距離に施設がないためとか、或は保育料その他の費用を負担し切れないためとかで、内心では志望していながらそのまま何の意志表示もない、いわば潜在志望者の数も案外大きいのであって、現に一部の地域ではデフレの影響で子供の幼稚園入園をあきらめている事実が出て来ている。又保育所に関しては数年来の施設の増加と、国家の補助金とのアンバランスから、本年度は実質的な保育料値上げが予定されており、ここにも大きな問題がはらまれて来ている。

このように見てくると、形式的には学校教育法、児童福祉法によつて幼稚園と保育所の制度は一応確立されているわけであるが、実際には未だこんどんの状態にあると云う他ない。このこんどんは、例えば幼稚園、保育所を二本建にするにしても一本化するにしても、もつとすつきりしたものにするとか、潜在志望者のために公立幼稚園を増設するとか私立幼稚園に補助金を交付するとか、更にすすんで全般的に保護者負担額を軽減する方策をとるとか、幾多の努力によつて克服されて行かねばならぬことは勿論であるが、何よりも先づ保育所をも含めて就学前教育施設が凡ての幼児を収容しうるよう拡充強化されて行くことを第一義的に考えて行くべきであろう。

▽ 日本保育学会（第八回）大会△

期日

五月二十一日（土）午前九時より故倉橋惣三先生の追悼会を致します。（日本幼稚園協会・日本保育学会共同主催）
五月二十二日（日）午前八時半から午後四時まで

会場

お茶の水女子大学講堂

内容

研究発表、シンポジウム、共同研究（幼児の発達調査）発表

資格

正会員、準会員、臨時会員（当日受付）

連絡先

東京都文京区大塚窪町
お茶の水女子大学児童学研究室

日本保育学会準備係